

午前9時59分 開会

【井上委員長】 ただいまから4回目の前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会を開会いたします。

委員の出席状況について御報告いたします。石田委員から欠席の届出、渡辺委員から遅刻の届出がございました。他の委員は全員出席でございます。

ただいま本委員会を傍聴したい旨の申入れがありましたが、いかがでしょうか。

異議なし

【井上委員長】 それでは、傍聴を許可することといたします。

暫時休憩いたします。

傍聴人2名を許可

午前10時00分 休憩

午前10時01分 再開

【井上委員長】 それでは、再開いたします。

ただいま本委員会を撮影したい旨の申請がありましたが、開会前の冒頭部分のみの撮影を許可してもよろしいでしょうか。

異議なし

【井上委員長】 それでは、撮影を許可することといたします。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

【井上委員長】 それでは、再開いたします。

日程1 「前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書」について
(資料1)

【井上委員長】 日程1、「前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書」について、今回の調査は、古谷田市長が改めて詳細な調査を行うことを記者会見や議会の場で明言していたことから、昨年11月2日に開催した本委員会において調査対象を選定した上で、議会として市長に調査依頼を行いました。この調査依頼について今月、7月18日に市長から結果報告を受けました。詳細について事務局に説明を求めます。

【議事係長】 ただいま委員長が述べられたとおり、今月、7月18日に市長から、前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書について報告があり、正副議長、本委員会正副委員長で收受された後、同日に全員協議会を開催し、全議員が市長から報告を受けました。この第三者調査の受託者は、弁護士2名、1級建築士1名の3名で、うち1名、木村弁護士が調査計画の作成、調査報告書の作成を担われたとのことでした。

調査の目的は、各公共施設関連工事に係る前市長によるやり直し指示の有無及び当該指示が認められた場合には、当該工事の執行の妥当性を確認するため、その経緯及び金額、また、予算執行、工事代金の流れ等について、関係書類及び関係者を調査し、公正中立な立場から、関係法令等を踏まえ、事実関係の究明、把握及び認定、再発防止策等の提言を含む報告書の作成等を行うこと。

対象施設は、市民交流拠点ポラリス「全体」、やまと防災パーク「芝生の張替えに関する部分」、大和ゆとりの森「仲良しプラザの床材に関する部分」、高座渋谷駅前複合ビルIKOZA「壁の塗り直しに関する部分」、文化創造拠点シリウス「全体」であり、調査の目的及び対象施設は、市議会からの調査依頼と同内容とのことでした。

また、調査の方法は、現地調査、関係記録の精査、関係者のヒアリングとのことでした。

資料1を御覧ください。この資料は第三者調査報告書の要約であり、今回、第三者調査を受託され、調査報告書を作成された木村弁護士が調査報告書の内容を要約されたものです。この資料のほかに、第三者調査報告書と第三者調査報告書資料と第三者調査報告補助資料が議会に提出されました。

なお、これらの資料は、市側が全て市のホームページに掲載することにより公開されています。

【井上委員長】 第三者調査報告書については、事務局から説明したとおりであります。委員の皆さんから何かありますか。

特になければ、進行いたします。

日程２ 今後の方針について（資料２）

【井上委員長】 日程２、今後の方針について、市側から調査報告書の提出を受け、委員の皆さんには、本日の委員会開催に当たり、今後の方針について各会派の考え方を事前に書面にて提出することをお願いしており、資料２としてお手元に配付しております。

なお、虹の会は、期限までに提出がなかったので、資料２には掲載しておりません。

それでは、会派ごとに内容の説明をお願いしたいと思います。まず、自民党・新政クラブから。

【赤嶺委員】 私どもの提案については記載のとおりでございますが、簡単に説明を行います。

今回、公共工事のやり直しを指示したとされております大木前市長に関しては、可能な限りの損害賠償請求を行うことを市に求める必要があると考えております。

あわせて、I K O Z A関連で井上前副市長の関連も明らかになった部分があったと把握しているところから、関係する工事についても損害賠償請求を行うことを市に求める必要があると考えております。

また、現市長、副市長に関しては、再発防止を図るためのコンプライアンス教育の徹底及びガバナンス強化を求める必要があると考えております。

そして、市長、副市長も含めた行政に対しては、市民への今回の出来事に関する説明責任を果たすために、あらゆる広報手段を活用して調査結果を公表することを求める必要があると考えております。

なお、大木前市長と井上前副市長に損害賠償請求を行うに当たりましては、今回８００万円ほどの調査経費がかかっていると伺っておりますし、また、このやり直しの調査等、議会についても様々な審議をする時間等がかかっておりますので、これらを考慮した形で損害額の算出、賠償金額の算出をお願いしたいと思っております。

そして、議会に関しては、調査報告書では議会のチェックでも記載があったところだと思います。こちらに関しては公共工事関連資料について、より詳細なものを議会側に提出するように市に求めるとともに、議会としても全議員でその資料に目を通して、議案として付託される公共工事関連議案に関しては、しっかりと審議を行っていくという形を取っていく必要があると考えております。

私からは以上です。

【中村委員】 補足なのですけれども、公共工事のやり直しに関する我々の要望なので、この書面に

は書いていないのですけれども、今回、公共工事のやり直しがあった背景として、大木前市長によるパワハラ行為があったということはもう事実であり、認定もされていることであり、古谷田現市長も認めていることですので、今回、大木前市長のパワハラ行為に関して刑事責任を問える部分があるのであれば、刑事告訴も含めて行政側に可能性、可能なのかどうかということも検討してほしいことを伝えていただきたいと思います。

【井上委員長】 公明党、お願いします。

【鳥渕委員】 木村弁護士から御提案があったように、公共施設関連工事について十分に情報提供されて、そのチェック機能を適正に果たすための方策として具体的なことが示されたことについて、公明党として、4点、まとめさせていただきました。「元市長」と書いていますけれども、この場で「前市長」に訂正いただければと思います。

1、前市長への対応については、顧問弁護士等と相談し、適切に対応すること。

2、公共施設関連工事の決算について十分な審議を行うため審議資料に詳細な記載を義務づける。

3、議会の年4回の会期ごとに公共施設関連工事の追加・変更で500万円を超えるもの。これは市の契約の基準であります部長決裁が500万円を超えるものということで、それ以上のものについては丁寧に報告し審議する機会を設けること。

4つ目に、職員については、法令遵守を研修等を通じて徹底するよう市に求める。

【井上委員長】 続いて、自由クラブ。

【町田（零）委員】 自由クラブも記載してあるとおりでありますけれども、①、②、③に関しては市に要望するというか、求めること、④に関しては議会が自主的にやるべきことと整理して捉えています。

なお、ちょっと書き方が微妙だったのですが、①に「市の顧問弁護士に精査してもらう」と書いてありますけれども、趣旨としては、自民党・新政クラブの趣旨と一緒に、市の顧問弁護士に精査してもらった上で訴えることを前提にした記載でございます。その文言が抜けているので、後ろ向きに見えますけれども、考え方としては一緒です。

【井上委員長】 日本共産党。

【堀口委員】 日本共産党の意見を述べさせていただきます。

記載してあるとおりなのですが、今回、市議会が行政をチェックするという機能が十分に果たせなかったこと、結果的に無駄な公共工事のやり直しによって無駄な税金が使われてしまったことというのは、やはり議会としても、議員としても、その責任は感じております。なぜ議会を通さずにこうしたことが行われたのか、どうして隠蔽ができてしまったのかをしっかりと検証し、二度と同じ

ことを繰り返さないように再発防止策を講じた上で、チェック機能がしっかり果たせる議会にしておくことは必要不可欠と考えています。

前市長への損害賠償請求については当然行うべきと考えておりますけれども、前市長の責任がどこまで及ぶか、また、歴代の副市長についても責任の範囲がどこまで及ぶのかなど、専門家の意見も聞きながら、総合的に判断されるべきであると考えています。また、今回調査対象にはなっていない工事においても、精査と見直しが必要だと考えています。

報告書の30ページには「市長の行為に関し、その情報提供が議会に対して十分になされていたのか。改めて検討されなければならない」とありますので、今までどのような資料が提出されてきたのか、過去の委員会ですとか、そういった資料等も調査して、必要に応じて他市での情報提供の状況を把握することも必要であるかと思います。また、どのように審議が進められたのかも、議事録等で確認をすることが必要かと思います。

議会が公共施設関連工事について十分に情報提供され、そのチェック機能を適正に果たすための方策ということで提案もされておりました。審議資料に詳細な記載を義務づけることや年4回の会期ごとに公共施設関連工事の進捗について丁寧に報告し審議する機会を設けるということなんですけれども、十分な情報提供とは、どこまでの資料が必要なのかということも検討する必要があると思います。私たちは、市側から提出される議案、資料については信頼関係の下で十分出していただいているということが前提になっていましたけれども、今回こういった事態が起きたことで、その信頼というものは——これからも築いていかなければいけないのですけれども、その信頼関係が破綻してしまったような感じになっていると思います。そのチェック機能を果たすために、十分な資料の提出を求めるとことはほかの会派の皆さんもおっしゃっているとおりでありますし、やはり審議できる時間の確保というのも必要だと思います。以前は、都市整備対策特別委員会でIKOZAとシリウスについては審議をされてきたわけですけれども、現在進行形で行っている公共工事の進捗状況の説明をしっかりと受けて、審議する場を設ける。市側からの説明に関しても議事録にしっかりと残して、後々にしっかりと検証できるようにしていくことが必要かと思います。

報告書の33ページには「公共施設関連工事の発注及び施工について大和市においてはガバナンスが機能していなかったことについては、再発防止策としてはガバナンスを強化して、コンプライアンス意識を高めることしか方法はない」と指摘されております。全くそのとおりだと思います。具体的な提案も書かれておりましたので、そこをしっかりとやっていただくとともに、その内容についても議会と共有を図ってもらいたいと思います。特に内部通報制度があっても十分に機能していないことが散見されますので、やはり見直しが必要であると思います。内部統制についても、市がどのような

方針を策定しどのように運用していくのかしっかりチェックをしていく必要があります。「取り組みについては、」の後に「何度ごとに」と書いてあるのですけれども、「年度ごとに」ということで、ここは訂正をお願いしたいと思います。年度ごとに報告書等で公表していく。工事内容に変更が生じた場合は、やはり誰からの指示であるのか、なぜ変更するのかその理由をしっかりと記録に残していくことが必要だと思います。

その他では、今回の結果を受けて、古谷田市長はうみを出し切ると言われておりますので、今回の調査対象にならなかった工事について、今後調査を行うのか。また、公共工事のやり直し事業の対象とはなかった工事についても、税金の無駄遣いが疑われるところがありますので、ここはしっかりと求めていきたいと思います。特にこどもの城ですとかやまと公園については、審議をする中で議会に資料が十分提出されていなかった、それを求めたという経過もありますので、改めて検証すべきだと思います。

【井上委員長】 では、神奈川ネットワーク運動、どうぞ。

【布瀬委員】 神奈川ネットワーク運動としては、まず、木村弁護士の報告書の中でも述べられていましたけれども、「議会は常に首長の行動を監視し、そこに非違、不正、不適切なものを発見したのであれば、これを正すべき重大な責務を負っている」と書いてあります。そのためにも過去の議会の在り方の反省も踏まえた上で、なぜ前市長による不正が見抜けなかったのかというところをしっかりと検証していくこと、そして、議会の監視機能を強化していくことは必須だと考えています。そういった上で、5点、提案させていただきます。

1点目は、今回、行政の調査が終わりましたので、それに対して議会としてどのような情報提供を受けていたのか、または受けていなかったのかなど、その情報提供の在り方についても十分検証していく必要があると思いますし、それがいつ行われていたのかも含めて、情報提供に関する検証ということは必要だと思っています。

その検証を行った上で、2点目に関しては、今後どのような情報提供を義務づけていくのかなど、具体的なことを議会として挙げていく必要があると思っています。

さらに、3点目については、木村弁護士も書かれていましたけれども、今後、公共工事に関する審議というのは、現在、予算とか決算、契約案件とか、そういった限られたところでしか行われていませんけれども、やはり公共工事の進捗状況の調査はリアルタイムで行っていくべきというところと、それに対して今の常任委員会で行っていくのか、もしくは、常任委員会だとかなり限られた審議しかできない場合もあるのではないかとということも考えて、そうであれば、特別委員会のような別の委員会も立ち上げるべきではないか。そういったところで、リアルタイムに公共工事に関する審議を行っ

ていく必要があると考えています。

4点目については、こういったことの再発防止に向けても、市議会議員も含めてですけれども、政治倫理条例の制定、策定ということを考えています。こういったことが行われないようにするために、まずは首長、そして、副市長を含め、議員も政治倫理ということに関してきちんと守っていくべき条例を策定するべきだと考えています。

また、5点目としては、幾ら市側に情報提供を促したとしても、こういった不正が見抜けない可能性も多々あるということからも、やはり内部からの通報ということ。今も内部通報制度がありますけれども、これが形骸化している中では、やはり通報者の保護を最優先に考えていく、内部通報制度が機能していく体制はどうあるべきかというところを真剣に考えて、これが機能するように策定していくべきと考えています。

また、行政に対しては、市長などへの損害賠償請求とか、そういったことは他の会派からも出ておりましたけれども、これは市側が行っていくところですので、市側に対しては、その状況を見ていく中では、1つは、やはり内部通報制度に関することを市側に関してもやはりきちんと考えてほしいところと、2番目には公共事業市民評価組織。これは木村弁護士もおっしゃっていましたが、こういった市民が入った監視組織の設置を市側に促していきたいと思っています。

【井上委員長】 立憲民主党、お願いします。

【堀合委員】 資料をそのまま読みます。

報告については、前市長による妥当性のないやり直し指示と無駄な予算執行があったということ、はっきりと認定していることにまずは注目する。さらに「検討の指示」なるものに従わなかったことに不満を抱き始末書を書かせた行為について、課長の決裁事項を課長が決裁したことに対し市長が始末書を書かせる行為は「行き過ぎ」とであると断定している点を評価する。これは、前副市長辞職等に関する調査特別委員会においても再三話題にのぼった「反省文」についての事実認定と評価と捉えられるが、パワハラの3要件を明確に満たすものと第三者が正式に判断したと解釈することができる。

再発防止策については、報告書内で提案されている事項についてそのほとんどを実現に向けて前向きに検討すべきと考える。

大木前市長と井上前副市長の責任については当然しっかりと追求しなくてはいけない。まずは当調査にかかった費用と無駄なやり直し工事にかかった費用の求償が考えられるが、そもそもの問題はパワハラと合理性のない業務指示なのだから、特定される被害者に対しての損害賠償をさせるべきであり、そのような働きかけを議会としてするべきである。

職員の責任については、報告書で指摘をされた約款と地方自治法の違反さらに隠蔽に関わった当事者については処分をせざるをえない。ただしパワハラが背景にあることと、告発者・情報提供者としての側面も備えていることに十分な配慮をし、その言い分にはしっかりと耳を傾けなくてははいけない。

議会については、チェック機能を果たせなかった問題を十分に認識した上で、報告書内提案については粛々と実行していくべきだろう。さらに忘れてはならないのは、今回の報告書によって前副市長辞職等に関する調査特別委員会内においてなされた数々の証言に虚偽であるという疑義が生じていることである。大木前市長と井上前副市長によるパワハラ否定発言は言うに及ばず、小山副市長についても市長のパワハラについて見聞きしたことが「ない」反省文については「知らない」公共工事のやり直しについては「認識していない」と答弁しており、今となっては虚偽証言だとの疑いを持たざるを得ず、また、真実を話していたとしてもそれはそれで副市長としての職責を全く果たせていなかったとなるのでいずれにしても大問題であり、謝罪だけで済まされることなく再度の聴取か処分が必要であることは言うまでもない。しかしながら、この場合にパワハラ市長と副市長に挟まれた最も気の毒なポジションにいたことは十分に斟酌すべきであることは付言しておく。

今回の報告書によって10年以上にわたるパワハラと不当な業務指示の事実認定が補強されたわけだが、職員達にとって働きづらい環境が長期間にわたり保持されたことにはやはり嘆息せざるをえず、議会としてはこのことを猛省すべきである。今回の調査におけるヒアリングでも明らかなように、大木前市長はいまだに自己弁護の姿勢を貫いており、周囲の証言も併せて考えると到底リーダーの器とは言えず、それが分かった時点でもっと早く見切りをつけておけば今回の調査など必要なかっただろうし、大勢の職員が傷つくこともなかっただろう。選挙で選んだ市民の責任が全くないとは言えないが、しかしながらやはり強大な権力を持つリーダーに対抗しうるのは同等の力を持つもう一方の勢力しかない。大木市長就任以降の大和市議会の動向については、市長に媚びへつらうことがなかったのか、一つ一つ反省をしていくべきだと思うが、即座に指摘しうるのは多選自粛条例の廃止を議会として提案し議決したことと、辞職勧告決議案の議決が全会一致ではなかったことである。いずれも二元代表制の一翼を担う議会が行うこととしては理解に苦しむことであり、今回の報告書でも多選の弊害について触れられていることも考え合わせれば、議会として真っ先にすべきは「二元代表制」を中心とした議会の役割について有識者から学ぶ研修を開催し全員で受講するということではないか。

【井上委員長】 では、大和維新×iRAISE、お願いします。

【星野委員】 大和維新×iRAISEとしての会派要望は3点です。

- 1、前市長及び関係副市長に対する損害賠償請求。
- 2、職員による規則違反に対する懲戒処分。
- 3、弁護士提案の市民評価組織の設置。

【井上委員長】 会派ごとに考え方を説明していただきました。今後の方針については、本日説明していただいた各会派の考え方を基に次回の本委員会で協議したいと考えておりますが、ただいま各会派から説明された内容について確認しておきたい事項や質問などがあればお願いします。

【河端委員】 今回、会派の意見をまとめて提出するということになっていたと思うのですが、虹の会からは提出がなされていませんでした。後日何かしらの提案があるということなのでしょうか。それとも提案されていなかったということで、この内容で進めていくという形になるのでしょうか。

【井上委員長】 虹の会は、提出はされたのですが、期限内ではなく、かなり遅れて出てきていましたので、私のほうで預かっています。もし参考資料として見ておきたいという人がいれば、私が持っていますので、そこはお渡しはいたします。

ただいま委員外議員の大波議員から発言を求められておりますが、いかがいたしましょうか。

異議なし

【井上委員長】 それでは、大波議員の発言を許します。発言は3分以内でお願いします。なお、3分の時点でお知らせいたしますので、速やかに終了をお願いいたします。

【大波委員外議員】 今委員長から、期限内に提出しなかったから、ここにはないということなのかもしれませんが、提出しに行ったのですよね。そうしたら、紙媒体だから電子媒体に直して持ってこいという形があったので、時間がちょっと過ぎたということでございます。したがって、全く出す理由はないということではなくて、行ったのだけれども、断られたという状態なのです。今回の問題、さらには各会派のこれからどうすべきかというものは極めて重要だと思うのですよ。だから、簡単に断るといふのは非常に問題だと虹の会としては考えています。

【井上委員長】 議事係長、いいですか。

【議事係長】 ただいま紙で提出しに行ったところ、事務局で断られたというお話があったのですが、今回の締切りは7月26日（金）の17時までということでありましたけれども、17時までに虹の会の方が来られて、紙で提出されたというような事実はございませんでした。

【事務局次長】 補足いたします。

まず、持ってこいという言い方はしていないということははっきり申し上げておきたいと思います。

もう一つは、これは記録には残っていないと思いますけれども、締切りを7月26日の午後5時、電子データでと決めたのは、7月18日、全員協議会の後、残ったときに決められたと記憶しております。重要なのは電子データでお願いしたところだと思います。もし仮に紙で提出が17時前にあったとしても、事務局の判断で紙で収受するということは、議員で決めていただいたルールを事務局が無断で超えることになりますので、収受したとしたら、逆にそちらのほうの問題ではないかと思います。

あと大波代表からもう一点「ちょっと遅れた」という表現がございました。ちょっとというのは人によって考え方が違いますが、事実関係だけ申し上げますと、締切りが17時00分であるところ、提出があったのは17時26分でありました。26分がちょっとなのかどうかというのは各委員の御判断によって異なるものと承知しております。

【井上委員長】 ただいま委員外議員の大波議員から発言を求められておりますが、いかがいたしましょうか。

異議なし

【井上委員長】 それでは、大波議員の発言を許します。発言は3分以内でお願いします。なお、3分の時点でお知らせいたしますので、速やかに終了をお願いいたします。

【大波委員外議員】 この委員会の重大さから、紙媒体では駄目だ、電子媒体で持ってこいということなのですね。したがって、紙媒体で持っていったのだけれども、全部電子媒体にやり直して、26分間遅れた、それでも受け付けなかったということなので、その辺は、私はちょっと事務局でやり過ぎなのではないかなと思うのですよ。

【中村委員】 さっきからおかしい議論が続いているのですけれども、これは我々議員が自ら締切りを決めて、電子媒体でと決めたのに、それを守らなくて遅れたのに、正当化を主張するみたいな話はもう全く論外で、ここで議論する話ではないです。そういう議論自体が恥ずかしいです。締切りも決めて、電子媒体と決めたのはまさに議員、我々自身が決めた話なのです。それで、ほかの人はみんな守っているではないですか。遅れたのだから、本来なら議論もされないのだけれども、さっきの委員長の話で、委員長が預かっているから、見たい人は見てくださいとそこまで譲歩してくれているのですから、これ以上自分たちがルールを守れなかったことを正当化するような議論をここでするのは、

委員外議員の発言も議事録に残りますから、非常に恥ずかしい話なので、もうこれ以上この話はしないでほしいと思います。ルールを守れなかったのだから、それはもうしょうがないですよ。

【井上委員長】 この話はこの程度で終わりにしたいと思います。

ほかに今回の件で、何か質問等がありますか。

特になければ、本日説明のあった各会派の考え方を一度会派に持ち帰っていただきたいと思います。委員長としては、大きく2つに分けられると考えており、行政側に対する内容と議会自らに関する内容に分類できるのではないかと考えています。その視点も含めて会派内で話し合ってください、次回の本委員会で今後の方針について協議を行うことでよろしいでしょうか。

異議なし

【井上委員長】 それでは、そのように決定いたします。

日程3 その他

【井上委員長】 日程3、その他として委員の皆さんから何かありますか。

特になければ、事務局から次回の日程についてお伝えします。

【議事係長】 次回の日程でございますが、8月20日（火）午前10時からでお願いいたします。

【井上委員長】 では、本日は以上で閉会いたします。

午前10時35分 閉会